

原子力災害対策特別措置法に基づく避難指示等の経緯

(対象地域は、全て福島県)

- 平成23年3月11日 **福島第一原子力発電所の半径3 km圏内に避難指示**
福島第一原子力発電所の半径3 kmから10 km圏内に屋内退避指示
【対象地域】南相馬市の一部、双葉郡浪江町の一部、同郡双葉町の一部、同郡大熊町の一部、同郡富岡町の一部
- 平成23年3月12日 **福島第一原子力発電所の半径20 km圏内に避難指示**
福島第二原子力発電所の半径10 km圏内に避難指示
【対象地域】南相馬市の一部、田村市の一部、双葉郡浪江町の一部、同郡双葉町、同郡大熊町、同郡富岡町、同郡楡葉町の一部、同郡広野町の一部、同郡葛尾村の一部、同郡川内村の一部
- 平成23年3月15日 **福島第一原子力発電所の半径20 kmから30 km圏内に屋内退避指示**
【対象地域】南相馬市の一部、田村市の一部、いわき市の一部、双葉郡浪江町の一部、同郡楡葉町の一部、同郡広野町の一部、同郡葛尾村の一部、同郡川内村の一部、相馬郡飯館村の一部
- 平成23年4月21日 **避難指示の対象区域について、福島第二原子力発電所の半径10 km圏内から半径8 km圏内へ変更**
【避難指示が解除され、屋内退避指示に変更された地域】
双葉郡楡葉町の一部、同郡広野町の一部
- 平成23年4月21日 (平成23年4月22日付)
福島第一原子力発電所の半径20 km圏内を警戒区域^{※1}として設定
【警戒区域】南相馬市の一部、田村市の一部、双葉郡浪江町の一部、同郡双葉町、同郡大熊町、同郡富岡町、同郡楡葉町の一部、同郡葛尾村の一部、同郡川内村の一部
- 平成23年4月22日 **福島第一原子力発電所の半径20 kmから30 km圏内について、屋内退避指示を解除**
【屋内退避指示が解除された地域】
南相馬市の一部、田村市の一部、いわき市の一部、双葉郡浪江町の一部、同郡楡葉町の一部、同郡広野町、同郡葛尾村の一部、同郡川内村の一部、相馬郡飯館村の一部
- 平成23年4月22日 **福島第一原子力発電所の半径20 km圏外の特定地域を、計画的避難区域^{※2}および緊急時避難準備区域^{※3}として設定**
【計画的避難区域】南相馬市の一部、相馬郡飯館村、伊達郡川俣町の一部、双葉郡浪江町の一部、同郡葛尾村の一部、
【緊急時避難準備区域】南相馬市の一部、田村市の一部、双葉郡川内村の一部、同郡楡葉町の一部、同郡広野町

※1. 警戒区域：退去命令、立入禁止

※2. 計画的避難区域：1ヵ月程度の期間での避難を指示

※3. 緊急時避難準備区域：緊急時における避難または屋内退避の準備、自主的避難を指示